

公害の防止に関する条例の一部改正について

水大気環境課

1 改正の理由及び内容

光害による周辺住民の不快感並びに動植物の生息・生育及び星空環境への悪影響を防ぐため、サーチライト等の使用の禁止その他光害の防止のための措置について規定するとともに、題名を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改めたほか、所要の改正を行った。

【主な改正内容】

(1) 条例名の変更

公害には含まれない光害に関する規制について新たに規定を設けるため、「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に名称変更

(2) 光害の防止

ア 光害の定義

照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下など人の活動、人の生活に密接な関係のある動植物又は星空環境に悪影響が生ずること

イ 規定する内容

(ア) 屋外での照明器具の使用における措置

- ・照射する光の量を必要最低限のものとすること
- ・照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少なくすること
- ・照明が不要な時間には消灯すること

(イ) 星空環境に関する配慮

照明器具より上方に光が漏れないようにするなど星空環境の保全に特に配慮すること

(ウ) サーチライト等の使用の禁止

- ・サーチライト等を自己の所有又は占有する物以外に照射することを原則禁止
(犯罪捜査、遭難者の捜索、試験・研究、催物における一時使用等は規則で適用除外)
- ・サーチライト等の使用に対する停止勧告・命令
- ・命令に従わない場合は5万円以下の過料

(エ) 光害防止のための啓発活動の実施

知事は県民及び事業者が光害を防止する必要性について理解を深めるよう必要な措置を講ずる

2 施行期日

令和3年10月18日（サーチライト等の使用の禁止については、令和4年4月1日）

<参考>

○光害の防止に関する条例の制定状況

単独条例	鳥取県（星空保全条例）
生活環境の保全等に係る条例で規制（8県）	山梨県、岡山県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

※「星空環境に関する配慮」を規定しているのは、長野県と鳥取県のみ

○光害について（環境省「光害対策ガイドライン（令和3年3月改定版）」より抜粋）

（1）人への影響

人工光による人への影響は、条件によって個々の人が受ける影響は大きく異なる。照明の目的を達成するために、必要な明るさをできる限り少ない電力消費で達成するとともに、人工光による人への悪影響を生じさせないことが重要である。

①快適性への影響

屋外照明による住居内への侵入光により、居住者の安眠や、プライバシーを阻害することなどがあげられる。また、ビルや店舗からの漏れ光等が歩行者にグレア等による不快感を与えることがある。サーチライトやレーザー光線等の使用は、広範囲に及ぶ周辺住民の不快感や、地域景観への影響を与える可能性がある。

②安全性への影響

屋外照明の選定・設置が不適切な場合、照明領域に適切な照度が得られなかったり、見えにくさや不快感を伴うグレアを生じさせたりする可能性がある。これにより、安全性が損なわれることがある。

（2）動植物への影響

人工光は、動植物に様々な形で影響を及ぼす。その程度は対象の動植物の種類と環境条件や季節等によって千差万別であり、個々の地域に応じた対策が必要となる。照明設備周辺に特に保護すべき動植物が生息していない場合や、特定の種への影響の程度が未知の場合でも、人工光による影響をできるだけ抑制することが重要である。

①動物への影響

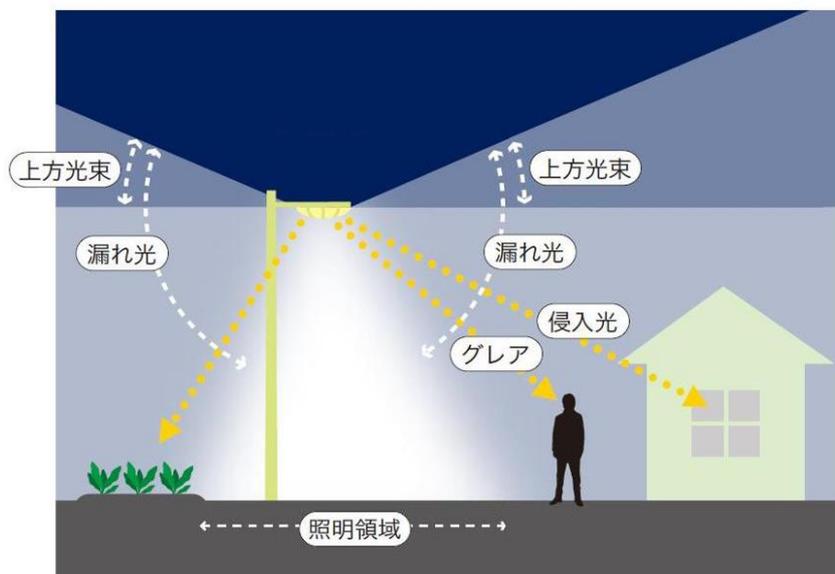
一般に、屋外照明からその周辺に漏れる光は、夜間における動物の生態、捕食活動、繁殖活動等に変化を生じさせる。

②植物への影響

植物は光合成や花芽形成等において屋外照明の影響を受け、生育・開花・結実等が過度に促進されたり、抑制されたりすることがある。

（3）夜空の明るさへの影響

上方光束の増加により夜空が明るくなることで、星が見えにくくなり、天体観測に影響を及ぼす。



屋外照明による障害となる光のイメージ